

令和6年度 第2回生態系被害防止外来種リストの見直しに係る検討会
魚類ワーキンググループ会合 議事概要

日 時：令和7（2025）年1月24日（金）15:30～18:50

場 所：オンライン会議

検討委員：

内田 和男	国立研究開発法人水産研究・教育機構 フェロー
鬼倉 徳雄	九州大学農学研究院 教授（ご欠席）
加納 光樹	茨城大学 地球・地域環境共創機構 流域圏環境部門 教授
北村 淳一	三重県総合博物館 主幹兼課長代理
立原 一憲	元琉球大学 教授（ご欠席）
坪井 潤一	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 主任研究員
中井 克樹	滋賀県立琵琶湖博物館 特別研究員
○細谷 和海	近畿大学 名誉教授
松田 征也	元滋賀県立琵琶湖博物館
渡辺 勝敏	京都大学大学院理学研究科 教授

（五十音順、敬称略、○は座長）

環境省：

藤田 道男	自然環境局野生生物課外来生物対策室 室長補佐
田口 知宏	自然環境局野生生物課外来生物対策室 係長

農林水産省：

古林 五月	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 課長補佐
湊谷 陽太	大臣官房みどりの食料システム戦略グループ 係長

水産庁：

堀端 要仁	増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室内水面企画班 課長補佐
稲田 圭佑	増殖推進部栽培養殖課内水面漁業振興室内水面指導班係員
松井 恵子	増殖推進部漁場資源課 課長補佐
大野 蒼一郎	増殖推進部漁場資源課 係員
鵜澤 麗	資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室内水面利用調整班 課長補佐

【議事概要】

(1) 生態系被害防止外来種リスト見直しの進捗状況等

＜資料説明＞

資料1-1：生態系被害防止外来種リストの見直しのスケジュールについて

資料1-2：魚類ワーキンググループ会合に係る検討結果と対応について

＜意見等＞

・特になし。

(2) 掲載候補種（案）のカテゴリ区分及び付加情報について

＜資料説明＞

資料2-1：新生態系被害防止外来種リストにおけるカテゴリ構成について

資料2-2：我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト
掲載種の付加情報（根拠情報）＜動物（魚類）＞

＜意見等＞

○侵入予防外来種：特になし。

○定着防止外来種：

- ・No. 12 外国産タナゴ亜科について、これはこれでよいのだが、未同定の外国産バラタナゴ属の一種 *Rhodeus* sp. が兵庫県で定着しており、稚魚も見つかっている（岡山県の外来種ロデウス・ノタートゥス *Rhodeus notatus* とは別種）。これは総合対策外来種の中に新規に挙げた方がよい。被害の程度は分からない。分類学的な研究は別の研究者が進めているようなので、その方の研究を推進してもらうしかない。第二のタイリクバラタナゴのようなイメージと考えたらよい。
- ・No. 23 パンプキンシードは、石川県で稚魚が捕れているようなので、特定外来生物の候補として扱い総合対策外来種にするのがよいかもしれないが、研究を待つしかない。
- ・No. 26 オヤニラミ属について、ナンエツオヤニラミは侵入しているが定着の証拠がないとのことなので、中国の文献を調べた上で、このカテゴリにすべき。体サイズや食性などの情報から、もし定着すれば一定以上の被害を及ぼすことはほぼ間違いない。生息確認の文献（日比野他，2024；下記URL）は、この種がコウライオヤニラミと同様のリスクがあると考えて公表されたものである。

https://www.museum.kagoshima-u.ac.jp/ichthy/INHFJ_2024_047_021.pdf

→ナンエツオヤニラミは日本のオヤニラミと異なり魚食性でむしろケツギョに近い。文献上の被害実態はなくても、コウライオヤニラミとの類似性で説明できる。

・No. 33 マーレーコッド、No. 34 ゴールデンパーチは資料の通りの扱いでよい。
→両種は一刻も早く特定外来生物に指定していただきたい。

○防除推進外来種：

・NO. 43 *Rhodeus notatus* に関連して、外国産のものは取扱いが難しい。和名について、カラゼニタナゴという商品名の付いたものが *Rodeus notatus* とは限らず、中国産の類似種ロデウス・ファンギ *R. fangi* かもしれない。「外国産の種カゼトゲタナゴ類」という表現でいかがだろうか。これであれば、*R. notatus* も *R. fangi* も含まれるはず。リスト検討の手続上、このような名称の変更はできるか。

→個別の検討、調整の結果を検討会に示すことは可能で、分かりやすく、かつ誤りがない名称にすべきである。不適当な名称は変更すべきだし、観賞魚として流通しており普及啓発のために加えた方がよい名称は備考欄などに説明するのがよい（「カラゼニタナゴという名称で流通しているものに本種が含まれることがある」等）。（環境省）

・スイゲンゼニタナゴに被害を及ぼしているのは本属の中で染色体数が $2n=46$ の種であることから、「 $2n=46$ のバラタナゴ属」という標記もあり得る。または、兵庫県に入っている種不明のものを含めて、「タイリクバラタナゴを除く、定着している外国産バラタナゴ属」として記すやり方もある。

・カラゼニタナゴと *R. notatus* とが同一ではないかもしれないという点はややこしいが、環境省中国四国環境事務所は既に「流通名カラゼニタナゴ (*Rhodeus notatus*)」という名前を出してアピールしていることから、ここでも他の種とまとめずに、この和名、学名を出した方がよい。岡山に定着して問題を引き起こしているものに *R. notatus* が含まれているのであれば、現状の標記でよいのではないか。括弧内を「カラゼニタナゴを含む」とするか、注釈で状況を説明することでいかがか。

→既に環境省がその名称を使っていることから、啓発目的であればこの意見に賛同する。

→一緒に問題を引き起こしている *R. notatus* 以外の分かりにくい種については、別カテゴリの「外国産タナゴ亜科」の中に含まれていると見なされる。

→外国産のものは種の特定が難しいが、既に環境省がその名称を使っているのであれば、啓発の意味を含めてこの意見に賛成である。

→項目としては残しておき、タイトルをカラゼニタナゴにするか、付記をどうするかについては委員の間で検討する。

・先ほど言及した、兵庫県に定着している未同定の外国産バラタナゴ属の一種 *Rhodeus* sp. は、ペットショップではハッカタナゴという販売名で呼ばれてい

る。正確な同定はできていないが、できれば総合対策外来種に含めた方がよい。見つかっているのは1、2箇所のため池だが、既に武庫川水系に入っている可能性があり、現認した感覚では防除推進外来種がよいと考える。侵入初期なのでカテゴリは悩ましいが、繁殖力はかなり高い。

→ラベルは明確な方がよいので、当面は「バラタナゴ属の一種（ハッカタナゴ）」、学名は *Rhodeus* sp. とするのがよいだろう。被害の大きさが分からないので、防除検討外来種がよいのではないか。

※その後、検討委員より「バラタナゴ属の一種（ハッカタナゴ）」にあたる学名は *Rhodeus albomarginatus* である可能性が高いとのご指摘いただいた。

○防除検討外来種：

- No. 52 コイ（飼育型）の標記について、日本産のものは別種として整理されており、この扱いでよいだろう。また No. 57 キクチヒナモロコについて、伊豆半島に放流されたものは交雑ではなく本種であり、分布東限のカワバタモロコへの影響が懸念される。

- キクチヒナモロコに関しては、標準和名、形態の記載などの文献があるので加えていただきたい。

- リスト見直しの中で継続して掲載される種について、カテゴリが変更されるものは No. 70 ブラウントラウトのみとのことだが、防除推進外来種か防除検討外来種のどちらにすべきかは議論のあるところ。あちこちで駆除がなされており、防除推進外来種でもよいかもしれない。

→この意見に賛同する。本種が侵入すると明確にイワナが減少するという事例が各地で報告されている。小さな河川でも大型化するため釣り人には人気が高く、魚食性が強い。啓発の点から、防除推進外来種にすることを検討いただきたい。

→ブラウントラウトを防除推進外来種に含めることには賛成する。

→私も賛成だが、これまでの調整を踏まえてブラウントラウトはここに整理されてきた。可能性があれば、委員会の場で検討の余地があると申し上げる。

- 新たに No. 81 ヨコシマドンコが検討されているが、利根川水系で増加しており、池沼ではモツゴと競合する可能性が示されており、また、稚魚も食べることから、ぜひ加えていただきたい。

- かつては要注意外来種リストに含まれていたタイリクスズキが前回のリスト作成時に外れており、今回も掲載候補に含まれていない。本種は被害事例があり、スズキとの置き換わりも知られているのでリストに加えた方がよい。海水魚である都合上、リスト作成時に気付かずに入れ忘れてしまったことや何らかの事情により意図的に外した等の可能性があり、リストから外れた経緯を

確認・整理いただきたく思う。環境省版レッドデータブックでは、独自の遺伝的集団である有明海のスズキ個体群に影響を及ぼし得る種として留意事項にタイリクスズキが記されている。日本国内に分布するタイリクスズキは国外外来種であり、日本国内に自然分布域を持たない。

○国内由来の外来種

- ・No. 3 琵琶湖・淀川水系以外のゲンゴロウブナは、選抜育種されたいわゆるヘラブナを想定しているようだが、大正時代には既にヘラブナ釣りが普及しており、明治時代から育種がなされていた。これは産業利用の対象になるのではないか。野外への放流については、ため池や山上湖にヘラブナ釣り場があるが、現在の水域からさらに拡大させないような書きぶりがよいのではないか。
 - ゲンゴロウブナではなく品種カワチブナが選抜育種されてヘラブナになっており、レイクトラウトよりはずっと産業利用されている。ヘラブナの生態系被害が大きいのであれば、産業管理外来種に区分することも考えられる。
 - ヘラブナ釣り産業の状況や遊漁関係団体などの意見も聞いて決めていただくのがよいと思う。
 - ヘラブナが遺伝的に改良されてきたのであれば、ヒメダカと同じように考えればよいのか。括弧書きであってもヘラブナ、カワチブナという名称は加えた方がよい。
 - 名称としては、括弧書きで「ヘラブナ」を用いるのがよい。二倍体の在来フナ類との中間的なもの（アイベラ）が見つかることがある。被害実態はそれほど明確ではないが、ここでは産業管理外来種に位置付けたいと考える。
 - 適宜、事務局でも情報収集、調整して位置づけを考えたい。（環境省）
- ・No. 6-9 タナゴ類について、特に関東地方においては、先ほどのヘラブナと同じように、釣りに用いるためにため池や釣り堀に放流して、管理してるという動きがある。組織を立ち上げ、組織的に池にタナゴ類を放流して自分達で釣るといった活動である。このリスト検討に対して、おそらく釣り団体、タナゴ釣り人から産業管理外来種にしないのか等の意見が出てくると思う。このワーキンググループでは、釣り団体やタナゴ釣り人のこのような動きを考慮した上で、防除検討外来種にしたということは強調したほうがよいと思う。なお、No. 7 ヤリタナゴやNo. 8 カゼトゲタナゴなどに比べても関東、東北地方のカネヒラは影響が大きいと思われ、啓発目的を考えると「中部地方以东のカネヒラ」として、No. 8 と 9 の間に防除検討外来種として加えるのがよい。
- ・奈良県のミナミアカヒレタビラの侵入事例などもある。またカネヒラは秋繁殖のゼニタナゴなどへの影響が大きいであろう。
- ・No. 17 のスゴモロコは、コウライモロコに対する遺伝的攪乱と、関東地方など

での生態系被害が想定される。

- ・霞ヶ浦に流入する桜川での調査によれば、スゴモロコは増えている。カマツカがいなくなる、ワカサギが減るといった傾向が見られるが、競争があるかどうかは分からない。ここではスゴモロコの産業利用は全くなされていない。
 - ・コウライモロコとスゴモロコは同種別亜種であるが、はっきり二分できず連続的になるので、このリストの対象に加えてよいのかどうか。
- 亜種のレベルで異なるので、リスト掲載の対象となる。(事務局)
- ・No.1 メダカ改良品種について、他の種類では標準和名が示されているが、ミナミメダカ改良品種としなくてもよいか。
- 分かりやすさを優先して、ここでは「メダカ改良品種(ヒメダカ等)」とする。

○国内に自然分布域を持つ国外由来の外来種

- ・No.1 外国産ギンブナについて、琉球列島に中国や台湾産の個体に移入されたとあるがその根拠は何か。高田他(2010)にはそのような記述はないのでは。
- 検討委員へのヒアリングによる。(事務局)
- そうであれば、「検討委員、私信」などと情報源を記した方がよい。

(3) その他

- ・レイクトラウトは産業管理外来種のままでよいのかどうか気になる。
- 同感ではあるが、ここではレイクトラウトを見直してはどうかという意見があったことを記録しておくにとどめたい。
- ・ペンディングとした事項は座長預かりとさせていただきたい。文献等の情報提供を2月19日までをお願いしたい。
 - ・令和7年度末のリスト公表に向けて準備を進めたい。付加情報については追って意見照会をさせていただきたい。(環境省)

以上